

雲仙市産業振興促進計画

令和2年2月26日作成

長崎県 雲仙市

目次

1. 計画の名称	P 2
2. 計画作成の趣旨	P 2
3. 前計画の評価	P 3
4. 計画の区域	P 5
5. 計画期間	P 5
6. 計画区域の産業の現状及び課題	P 5
7. 計画区域内において振興すべき業種	P 7
8. 事業の振興のために推進しようとする取組・関係団体等との役割分担 及び連携	P 7
9. 計画の目標	P10
10. 計画評価・検証の仕組み	P11
11. 参考データ等	P11

1. 計画の名称

本計画の名称を雲仙市産業振興促進計画とし、以下「計画」といいます。

2. 計画策定の趣旨

雲仙市は、長崎県の南部、島原半島の北西部に雲仙普賢岳を取り巻くように位置し、平成17年10月に旧南高来郡北西部の7町が合併し、人口約5万人の市として誕生しました。

本市の人口は、昭和60年の57,380人から減少しつづけ平成27年の国勢調査では44,115人と30年間で23.1%減少しています。また全人口に占める生産年齢人口の割合においても55.7%、65歳以上の割合は31.7%となっており、人口減少とともに少子高齢化が速いスピードで進行しています。また、産業構造については、平成27年時点における産業別就業者比率が第1次産業25.0%（全国平均4.0%）、第2次産業19.4%（同25.0%）、第3次産業54.0%（同71.0%）となっており、第1次産業が全国平均を大きく上回っています。

国においては、長らく続いた経済の低迷からの脱却に向け、経済対策を推進した結果、数値上はデフレ脱却による景気の回復傾向がみられますが、半島地域においてはその実感が伴わず依然として厳しい状況にあります。

加えて、農林水産業や観光業など本市の各産業においても、経済状況の影響はあるものの需要・価格の低迷、資材及び燃油価格の高騰、従事者の高齢化や後継者不足等が懸念されています。また、若年者の転出・出生数の低下に伴う人口減少や少子高齢化が進む中、地域の衰退が懸念されています。

このように本市を取り巻く環境は極めて厳しいものの、第二次雲仙市総合計画において、将来像である「“つながり”で創る 賑わいと豊かさを実感できるまち」を掲げ、その実現に向け、本市の豊かな地域資源を最大限活用し、基幹産業である農林水産業をはじめ、製造業、食品関連産業、観光業の更なる振興を図り、雇用の確保並びに経済活動を活発化させることが重要です。

このため、平成27年施行の改正半島振興法（昭和60年法律第63号。以下「法」という。）第9条の2第1項の規定に基づき、産業振興促進計画を策定したところ、同計画の期限到来に伴い、新たに計画を作成するものです。

3. 前計画の評価

(1) 前計画における取組・目標及び達成状況

本計画に先立って認定を受けた産業振興促進計画（計画期間：平成27年4月1日～平成32年3月31日）においては、取組・目標に対し、実績は以下のとおりです。

【産業振興を推進しようとする取組み】

<雲仙市>

- ・ 租税特別措置の活用促進
- ・ 地域未来投資促進法に基づく固定資産税の課税免除
- ・ 不均一課税による優遇措置
- ・ 新商品開発等に対する支援策の充実化、地場産業の発展推進
- ・ 定住人口増加策の実施による労働者の生活の場となる住居の確保推進
- ・ 企業立地に適した場所の情報収集及び情報提供
- ・ 企業誘致に必要な工業団地の整備
- ・ 県など関係機関との連携による企業誘致活動の推進

<長崎県>

- ・ 租税特別措置の活用の促進
- ・ 半島地域における不動産取得税及び事業税の課税免除や不均一課税
- ・ 地場企業工場等立地促進補助金等の活用促進
- ・ 地域未来投資促進法に基づく基本計画に設定された促進区域における不動産取得税の課税免除
- ・ 設備投資、雇用促進、産業育成の補助金等
- ・ 産業振興のための人材育成のための取組
- ・ 技術講習会、研究会の開催及び企業人材の育成受け入れの推進
- ・ 大学等と連携した地域の人材育成・技術者養成支援

<関係団体等>

- ・ 農業分野：農林水産物や加工品の販売等を行うイベントの実施
- ・ 商工観光分野：経営診断、指導・相談等、経営強化を目的とする商工会の経営支援
小規模事業者等による事業展開支援
雲仙市の観光PR事業

【目標及び達成状況】

業種	設備投資件数		新規雇用者数	
	目標	実績	目標	実績
製造業	3件	3件	70人	126人
農林水産物等販売業	1件	0件	10人	0人
旅館業	1件	0件	20人	0人
情報サービス業等	1件	0件	10人	0人

※平成27年度から令和元年末現在の産業振興機械等の取得等に係る確認書交付実績により本市が把握できた分をカウントしている。

【成果及び課題】

- ・ 製造業においては、企業誘致の成果等により、設備投資件数・新規雇用者数ともに目標を達成することができました。
- ・ 新たな工業団地の整備を行い、雇用創出と地域産業の振興を図る必要があります。
- ・ 税制優遇措置の周知が不足し、地域事業者の設備投資の際の利用に結びつきませんでした。

(2) 成果及び課題を踏まえた本計画における対応方針

上記の達成状況等を踏まえ、産業振興及び雇用機会の拡大を実現するため、本計画においては税制優遇措置等の効果的な周知による企業誘致及び設備投資の促進を進めていきます。

4. 計画の区域

本計画の区域は、法第2条の規定により半島振興対策実施地域として指定された雲仙市全域を対象地区とします。（島原地域半島振興計画の構成市）

5. 計画期間

本計画の計画期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までとします。ただし、必要に応じて見直しを行うものとします。

6. 計画区域の産業の現状及び課題

(1) 製造業

市内製造業は、事業所数の減少が続いていますが、従業員、製造品出荷額は近年増加に転じており、事業所の大規模化が見られます。

市内事業所数は小規模事業者が大部分を占めており、活性化に向けて中小企業者の経営を安定させることが重要であり、各種情報提供や助成制度による支援を行う必要があります。

本市の地域経済を支えてきた地場産業の発展のため、時代のニーズを捉えた、地域資源を活用した新たな商品開発と、新たな販路開拓のために、市内外でのPR活動等へ支援する必要があります。

今後は、市内にある埋立地を企業誘致用地として整備を行い、新たな工業団地の造成を図り、雲仙市企業立地推進方針に基づき、雇用創出や外貨獲得の効果が大きい、製造業を中心とした産業の立地を推進していく必要があります。

(2) 農林水産業（農林水産物等販売業を含む）

農業産出額は長崎県全体の約17%を占めている一方、農家数・農業就業人口は、ともに減少傾向にあり、農業従事者の高齢化も進んでいることから、経営耕地面積も減少傾向となっています。

近年の農林水産業を取り巻く環境は、販売価格の低迷及び経営コストの増加による所得の減少、従事者の減少及び高齢化並びに後継者不足など様々な問題があるが、産業としての持続性を回復し、安全で安心な農林水産物の安

定供給のためにも農林水産業・農村・漁村の再生と活性化を図りつつ、貴重な地域資源を保全していくことが求められます。

(3) 観光業（旅館業を含む）

本市の観光客延べ総数は減少傾向にあり、平成2年の約557万人から、平成30年には約272万人減少し、約285万人に落ち込んでいます。

観光客延べ総数の減少は、宿泊客数の減少が大きな要因となっており、観光資源の有効活用への支援を行うとともに、島原半島三市等との連携を図り、集客力と魅力を高める必要があります。また、市独自のイベント開催などへの支援のほか、特産品の掘りおこしや、地域の資源を活かした体験プログラムの開発・充実化により、観光客増による地域の活性化につなげていく必要があります。

インターネットやSNS等を駆使し、わかりやすく、新しい情報の発信に努め、本市観光の知名度向上・イメージアップを図るとともに、観光案内機能の強化、観光ガイドの育成や多言語案内板等の整備など、観光客の受け入れ態勢の充実に努める必要があります。

(4) 情報サービス業等

本市の情報通信網は産業や行政、医療、福祉、教育など広範囲にわたり欠くことのできない社会基盤となっており、特に、地理的な制約を克服するために有効な手段であるが、一部地域のみでしか光ファイバーが敷設されていない状況です。

市内に情報サービス関連の企業が少なく、高校卒業した若年者などの情報処理技術者の活躍の場がなく、市外に職を求めて流出している現状があります。

また、本市の高速通信インフラの状況はADSLが主流で、企業が求める光通信網の整備が遅れているため、情報通信環境の整備が必要です。

7. 計画区域内において振興すべき業種

本計画における振興すべき業種は製造業、農林水産物等販売業、旅館業（下宿業を除く）及び情報サービス業等とします。

8. 事業の振興のために推進しようとする取組・関係団体等との役割分担及び連携

(1) 製造業

取組事業	説明
中小企業の経営支援	市内中小企業に向けた補助制度を実施し、経営の安定化を図ります。
創業支援	創業相談窓口の設置、説明を行い、経営者の育成を図ります。
空き店舗などへの店舗誘導	市内の現状調査から、空き店舗を活用した誘導策を進めます。

実施主体・主な役割	
市	市の融資・補助制度の実施 起業相談窓口の設置
商工会	市の融資・補助制度の斡旋 空き店舗の紹介

(2) 農林水産業（農林水産物等販売業を含む）

取組事業	説明
農水産物の生産向上に係る整備事業	生産向上に係る農業基盤、漁業基盤の確保を目的とした施設整備等に関する支援
農水産物の販路拡大事業	地元農水産物の販路拡大を目的とした都市圏へのPR活動 付加価値向上を図るため、ブランド化の推進

実施主体・主な役割	
市	特産品のブランド化とPR活動 漁業経営の近代化や効率化に向けた漁業振興の支援 水産物の陸揚げ等の作業省力化のための生産基盤等の安定化 認定農業者及び新たな担い手の育成支援 耕地の区画整理、用排水路、農道等の整備 耕作放棄地の有効活用、農業者への意識啓発、情報提供 イノシシ防護柵等の設置支援、有害鳥獣の捕獲支援 農水産物加工品開発の支援 燃油高騰に対する支援
県	産業育成の補助金等の支援
農業協同組合 漁業協同組合	農水産物や加工品の販売等を行うイベントの実施 行政、生産者との連携による販売促進
観光協会	観光・物産事業と連携したPR及びイベントの開催

(3) 観光業（旅館業を含む）

取組事業	説明
観光資源等の 磨き上げ	本市が有する観光資源の磨き上げ、 新商品の開発支援やガイド等のおもてなしの取組み支援
観光イベント	各種団体等による観光PRイベントの実施
情報発信及び 観光PR	各種情報発信媒体における情報発信の強化 国内外への訪問セールスによる観光PRの強化

実施主体・主な役割	
市	観光資源や観光施設等の連携・協力と魅力向上のための 観光推進機能の強化 体験型観光プログラムの開発支援、特色ある土産品等の開発 支援 国内外の観光展等への参加並びに旅行会社やマスメディア 訪問によるセールス

	<p>ホームページ、刊行物、観光施設等での情報発信と観光情報・地場産品等のPR</p> <p>市独自のイベント開催への支援</p> <p>ガイド等のおもてなしの取組み推進と多言語案内板等の整備による受入れ態勢の充実</p>
観光協会	<p>各種イベントの実施</p> <p>国内外の観光展等への参加、並びに旅行会社やマスメディア訪問によるセールス</p> <p>観光パンフレットやチラシ等のPR媒体の作成</p> <p>体験型観光プログラムの開発・検討</p> <p>新聞、雑誌等への広告掲載やホームページによる観光資源のPR</p> <p>新聞、雑誌、テレビ等への情報提供や取材協力</p>

(4) 情報サービス業等

取組事業	説明
超高速ブロードバンド基盤整備事業	選定事業者（民間通信事業者）による光ファイバー網の整備（民設民営）に対する補助

実施主体・主な役割	
市	光ファイバー網の整備のための民間通信事業者への支援
民間通信事業者	市内全域へ光ファイバー網の整備

(5) 共通

取組事業	説明
租税特別措置の活用促進事業	市内外問わず事業者に対する積極的な制度周知、相談対応企業誘致の促進、既存事業者の設備投資に伴う経済支援

地方税の 不均一課税	計画区域における、対象業種の設備投資に対する地方税の 軽減
企業誘致の 推進	企業誘致活動を推進するため、工業団地の整備や新たな工業 団地の情報収集を行い、企業誘致を推進

実施主体・主な役割	
市	租税特別措置、地方税の不均一課税の実施 窓口や説明会における半島税制に関する制度説明 企業誘致に必要な工業団地の整備 企業立地に適した場所の情報収集及び情報提供 定住人口増加策の実施による労働者の生活の場となる住居 の確保推進
県	地方税（県税）の不均一課税の実施 市共催での事業者向け説明会の実施 起業研修における制度周知
商工会	市と連携した制度説明会の開催 会員への制度の斡旋 起業相談会での制度周知

9. 計画の目標

(1) 設備投資の活性化及び雇用に関する目標

計画期間中、製造業、農林水産物等販売業、旅館業及び情報処理サービス業等における設備投資を支援することで下記目標の達成を目指します。

業 種	設備投資件数	新規雇用者数
製造業	3 件	7 0 人
農林水産物等販売業	1 件	1 0 人
旅館業	1 件	2 0 人
情報サービス業等	1 件	1 0 人

設備投資件数は、雲仙市企業立地推進方針及び平成27年度～令和元年度の間固定資産税の不均一課税を適用した事例を参考に目標を設定します。また、新規雇用者数は、不均一課税の適用要件（新設：10人以上、増設：5人以上）を参考に目標を設定します。

(2) 事業者等向け周知に関する目標（毎年度）

【説明会の実施】

- ・商工会等と連携し、年に1回、これら関係団体の定例会やビジネスセミナー等において半島税制の説明を行います。

【Web媒体等による情報発信】

- ・市のウェブサイトにおいて半島税制の周知資料（国交省作成のチラシ、パンフレット等）を掲載し、年に1回以上、市の広報誌、メールマガジン、SNS等において当該ページを活用して事業者等に情報発信します。

【事業者への直接周知】

- ・税務窓口や企業相談窓口において、半島税制の周知資料（国交省作成のチラシ、パンフレット等）を常備し、事業者等に対して、資料の提供及び制度説明を年に10件以上行います。

10. 計画評価・検証の仕組み

本計画に記載する、施策等については、本市総合計画等において行われる評価、進行管理を基礎とし、PDCAサイクルに基づいた進行管理と効果検証を行います。効果検証の結果については、次年度の施策等に反映させます。

11. 参考データ等

<事業所数、従業員数の推移>

産業分類	平成21年		平成24年		平成26年		平成28年	
	事業所数	従業員数	事業所数	従業員数	事業所数	従業員数	事業所数	従業員数
建設業	260	1,551	228	1,280	218	1,260	212	1,223
製造業	141	2,372	134	2,281	146	2,331	128	2,240
運輸・通信業※1	65	647	60	692	51	728	49	658
卸売・小売業 飲食店※2	956	5,643	850	5,206	851	5,200	825	5,009
サービス業※3	675	4,817	653	4,642	736	5,580	723	5,461

資料：事業所・企業統計調査（平成21・26年は経済センサス基礎調査）

(平成24・28年度は経済センサス活動調査)

※1：平成21・24・26・28年は郵便業を含む。

※2：平成21・24・26・28年は宿泊業を含む。

※3：平成21・24・26・28年は、学術研究、専門・技術サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育・学習支援業、医療・福祉、複合サービス業、その他サービス業とします。

<企業誘致の状況>

平成17年10月に雲仙市が発足してから平成31年3月までに、12件の企業が市の奨励制度等を活用して立地され、雇用された従業員463人のうち、市内在住者は241人となっています。

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
立地企業数	2	0	0	2	1	3	0	1
業種	食料品製造業	—	—	宿泊業	食料品製造業	卸売業 製造業 食品関連産業	—	宿泊業
従業員数	45人	—	—	58人	19人	97人	—	86人
うち市内在住	26人	—	—	42人	8人	51人	—	27人

<製造業関係>製造品出荷額等の推移

年度	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
製造業事業所数	71	69	70	—	70	68
従業員数(人)	2,144	2,120	2,097	—	1,939	2,189
製造品出荷額(百万円)	24,975	20,921	27,375	—	24,106	28,114

資料：工業統計調査（従業員4人以上の事業所）

資料：平成28年は、経済センサス活動調査

※平成27年は工業統計調査未実施

<農林水産業関係>総農家数等の推移

項目	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総農家数（戸）	4,484	4,396	4,020	3,515
農業産出額（千万円）	2,011	2,062	—	2,776
経営耕地総面積（ha）	4,458	4,298	4,174	3,960

※平成22年農業産出額については、市単位での資料なし

資料：長崎農林水産統計年報、農林業センサス、

平成27年度市町村別農業産出額（推計）（農林水産省HP）

<観光関連業関係>観光客総数、宿泊客等の推移

年次	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
観光客延べ総数 （人）	3,628,888	3,594,621	3,359,146	3,040,244	2,851,731
うち宿泊客延べ滞 在数（人）	1,161,169	1,215,741	1,057,759	977,711	911,909
うち日帰り客数 （人）	2,467,719	2,378,880	2,301,387	2,062,533	1,939,822

資料：長崎県文化観光国際部調査